て課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の三関係）

(三)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、国際船舶のうち海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された一定の特定船舶にあっては課税標準をその価格の三六分の一とした上、その適用期限を令和五年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(三)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象を帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産とすることとした。（附則第一五条関係）

(四)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第六四条関係）

(1)　対象に一定の機械装置等を加えること。

(2)　対象を中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する資産とすること。

(五)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）